



中部家保だより

発行：中部農業事務所家畜保健衛生課（中部家畜保健衛生所）

〒371-0051 前橋市上細井町2142-1 電話(027)288-0371 FAX(027)230-8052

【記事】

- 1 新年度ご挨拶
- 2 令和7年度体制
- 3 豚熱（CSF）関連情報
- 4 登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種について
- 5 アフリカ豚熱（ASF）情報
- 6 口蹄疫（FMD）情報
- 7 飼養衛生管理基準の遵守確認および埋却地の現地調査
- 8 導入計画書の提出のお願い
- 9 適格請求書（インボイス）の発行について
- 10 外国語立入禁止看板について
- 11 令和7年「定期報告書」の提出がお済でない方へ
- 12 降雨による家畜排せつ物の流出防止のお願い

【添付資料】

- ・ 豚の導入計画書
- ・ 韓国におけるASFの発生状況
- ・ アジアにおけるASFの発生状況
- ・ 韓国におけるFMDの発生状況
- ・ 適格請求書（インボイス）の発行依頼書
- ・ 「ぐんまエコファーマー」になりませんか？
- ・ 畜舎出入り時の衛生対策

◆◆ 新年度ご挨拶 ◆◆

今年度、旧家畜衛生研究所が中部農業事務所家畜保健衛生課と組織再編により統合され、中部農業事務所家畜保健衛生課病性鑑定第一係及び病性鑑定第二係となりました。畜産農家との対応から精密検査に至るまで、家畜衛生に関して一体的に実施できることは業務の効率化及び強化につながるものと思っております。

さて、中部管内では令和5年1月に3例の高病原性鳥インフルエンザ、令和7年1月から現在までに4例の豚熱が発生しています。今までも飼養衛生管理基準の遵守徹底を図るために立入検査を実施してきていますが、今後は二度と発生させないための「一歩踏み込んだ対策」を検討していく所存です。本年度4月に8名の職員が配属になり、心機一転対応して参りますので今後ともよろしくお願いいたします。

中部農業事務所家畜保健衛生課長

（中部家畜保健衛生所長） 林 省二

◆◆ 令和7年度体制 ◆◆

家畜衛生研究所が中部家畜保健衛生所の病性鑑定施設となり、病性鑑定第一係、第二係となりました。本年度は以下の体制です。

個人情報のため、氏名等は削除

●令和7年度の職員一覧

 転入者（旧所属）

課長		
次長 		
環境衛生係 ( 指導、定期報告、耳標、 公共牧場、馬、山羊、めん  羊、死亡牛届出等)	係長	
防疫第一係 ( 牛  蜜蜂)	係長	
		
防疫第二係 (豚、鶏)	係長	
	 	
病性鑑定専門官 		
病性鑑定第一係 (ウイルス、細菌)	係長	
		
病性鑑定第二係 (病理、生化学)	係長	
		

◆◆ 豚熱（CSF）関連情報 ◆◆

・前橋市で発生したCSFについて

管内4農場で豚熱が発生しました。概要は下表のとおりです。

発生日	経営形態（殺処分頭数）	発生場所（豚舎構造）
1月23日	一貫経営（約4,800頭）	離乳舎（ウインドウレス）
2月21日	一貫経営（約7,944頭）	離乳舎（ウインドウレス）
4月4日	一貫経営（約7,348頭）	－（未公表。哺乳・離乳子豚で発症）
5月9日	一貫経営（約464頭）	－（未公表。離乳子豚で発症）

発生農場における発生リスクとして以下のような点が考えられました。

- ・河川に近い
- ・離乳豚での発生（移行抗体が早めに切れている）
- ・公道により農場が複数の飼養衛生管理区域に分けられている。
- ・イノシシ防護柵が途切れている部分がある
- ・豚舎を増棟し、動線が複雑になっている
- ・農場の近くでイノシシの痕跡が多く確認されている。
（農場近くで足跡、獣道やヌタ場等が確認）

豚舎周辺にイノシシ



豚舎周辺にヌタ場



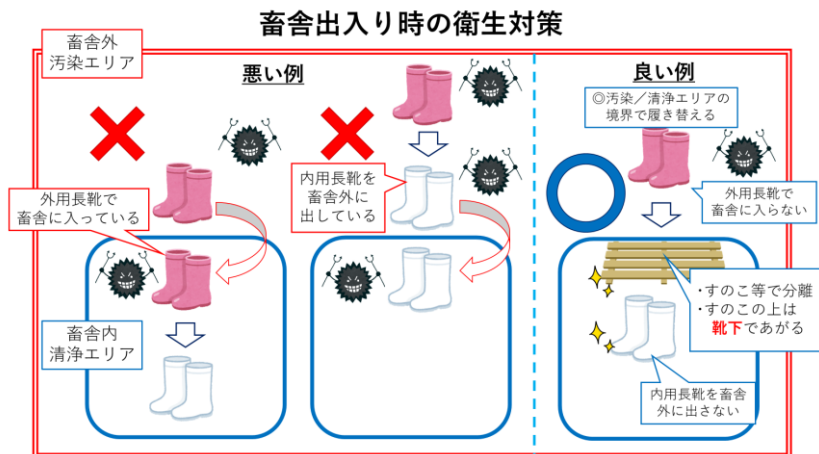
河川沿いに獣道



赤城山麓南面および山麓河川沿いの農場は、ウイルスがすでに農場敷地内に侵入している可能性が高いものと考え、最も感染リスクの高い、分娩・離乳舎にウイルスが持ち込まない対策が最も重要です。

- ・**農場出入り口の侵入防止策！** 手指消毒・足元消毒・靴の履き替えは出来ていますか？
- ・**人や豚が歩かない場所でも、農場敷地内はすべて石灰消毒を実施！**（緊急消毒命令のとおり）
- ・**豚舎内外境界を明確化！** 手指消毒・衣服の着替え・長靴履き替えは出来ていますか？
長靴の履き替えを実施していても、豚舎外の長靴を豚舎内で履き替える（豚舎内に持ち込む）ことは大変危険です。このような「対策の隙間」からウイルスは畜舎内に侵入します。
- ・**防護柵の点検・補修・周囲の除草！** 防護柵にほころびはありませんか？また柵周囲に雑草が繁茂している状況では、「野生動物を近づけない」という効果が低減します。

農場外から豚舎内に入るまでに、何度も履き替えや消毒を実施することで、豚舎に持ち込まれるウイルス量が減っていきます。その上で、適時に適切なCSFワクチンを接種することが重要です。農場内にまん延しないよう対策の隙を埋めていきましょう！



現在、県内すべての養豚場あてに緊急点検アンケートを実施しています。また今後は立入検査も実施予定ですので、ご協力をお願いいたします。

本当にウイルス侵入の”隙”がないか、何度も見直しましょう

農場内や進入車両の消毒



畜舎周囲・農場外縁部に定期的に石灰を散布。
車両の洗浄・消毒も忘れない。
車体、タイヤ周りや溝の汚れを
しっかり落とす。



更衣・履き替えの徹底



洗浄・消毒された衛生的な衣服や
長靴を用意。
長靴は履き替えを徹底し、使用後は
洗浄してから消毒し、消毒薬は定期
的、または汚れた都度交換。

野生動物対策



農場を囲う柵を設置するとともに、
破損などがなければ定期的に点検。

農場辺縁を含め敷地内の草刈りや
枝の剪定を行い、野生動物が隠れ
る場所を作らない。

死亡家畜は野生動物を誘引しない
よう適切に保管。

農林水産省・JPPAの資料から一部抜粋

・野生イノシシの豚熱感染状況

R7.1～R7.5.1時点での野生イノシシ豚熱ウイルス陽性事例を表にしました。

中部管内では県内でも陽性確認事例が多くなっており、確認箇所の周囲には多くの養豚場があることから依然として農場での豚熱発生リスクは高いものと考えられます。

群馬県HP「豚熱対策について」では県内における野生イノシシの豚熱検査情報も下のURL、またQRコードからご覧になれます。

(群馬県HP：<https://www.pref.gunma.jp/page/9515.html>)

野生イノシシ豚熱陽性事例 (R7.1～R7.5.1時点)

全検体	11
中部	5
西部	2
吾妻	3
利根	1
東部	0

R7.3.6 前橋市金丸町
R7.4.10 渋川市赤城町棚下
R7.4.24 前橋市金丸町(2事例)
R7.5.1 渋川市赤城町棚下



・抗体検査

免疫付与状況や移行抗体の状況を把握し、ワクチンの接種適期等を検討するために、適宜農場での採血を実施させていただきます。採血時期の希望がありましたらご連絡ください

・繁殖豚等の豚熱ワクチン接種

繁殖豚・種雄豚等、6ヶ月以上飼養する豚については、初回接種から6ヶ月後に1回、その後1年に1回追加接種をすることとなっています（同じ個体への接種は、原則最大4回が推奨）。候補豚についても、繁殖開始前に2回目接種を終えられるように、随時接種を実施してください。

ワクチン接種については、記録をきちんととっていただくようお願いします！

・北海道（ワクチン非接種地域）への胎盤等の移動は禁止されています。

今般、一部の豚熱ワクチン接種農場から、豚の胎盤を、防疫指針上移動が認められていない接種区域外の地域（北海道）へ移動させていた事例が複数判明しました。

ワクチン接種農場における豚等の胎盤等については、北海道へ移動させてはならないことになっていますので、いま一度ご確認ください。

◆◆ 登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種について ◆◆

昨年度より実施されている、認定農場における登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種ですが、引き続き農場の新規認定、登録飼養衛生管理者の追加を随時受け付けています。

認定農場になるためには飼養衛生管理基準を遵守するとともに、ワクチンの適切な保管、接種の記録および報告などが条件となります。申請に当たっては、現在ワクチン接種を実施している獣医師とよく相談してください。

また認定農場となったのち、登録飼養衛生管理者になるために指定の研修会を受講する必要があります。新しく登録飼養衛生管理者を追加する場合も受講が必要となります。研修会は随時開催していく予定ですので、家保もしくは農政課家畜防疫対策室へお問い合わせください。

詳しい制度の内容や申請に必要な書類等は、群馬県のHPに掲載されています。

群馬県 HP：<https://www.pref.gunma.jp/page/187305.html>

（「群馬県 登録飼養衛生管理者」で検索してください）



◆◆ アフリカ豚熱（ASF）情報 ◆◆

韓国では、令和7年5月19日時点で養豚場52件、野生イノシシ4,248件の発生が確認されています。令和7年1月以降の養豚場での発生は韓国北部のみでみられているものの、野生イノシシでの発生は令和7年4月以降において韓国中部(中清北道)でも認められている状況のため、日本への侵入リスクは依然として高い状況です。

農水HP「アフリカ豚熱について」は以下のURL、またQRコードからもご覧になれます。

（農水HP：<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/asf.html>）



◆◆ 口蹄疫（FMD）情報 ◆◆

韓国では、今年3月に、1年10か月ぶりに口蹄疫が発生しました。

4月14日時点で19件確認されています。（別紙参照）

日本への侵入リスクが高い状況が続いています。

- ・ 関係者以外の立入制限
- ・ 郵便物等は衛生管理区域には持ち込まないようお願いします。



◆◆ 飼養衛生管理基準の遵守確認および埋却地の現地調査 ◆◆

豚熱、アフリカ豚熱等のリスクが高まっている中で、農場の飼養衛生管理を改めて見直し、改善していくことが、農場を疾病から守るためには必要不可欠です。今年度も引き続き、飼養衛生管理基準の遵守確認のため農場訪問を予定しています。日程調整のため順次ご連絡させていただきますので、ご協力をお願いします。

また、飼養衛生管理基準で定められている埋却地の確保について、ご用意いただいている土地が埋却に適しているかの現地調査を実施予定です。調査は家保だけでなく、実際に埋却を行う群馬県建設業協会や中部農業事務所農村整備課も同行し、埋却地の面積や状況の確認をさせていただきます。こちらでも順次ご連絡させていただきますので、ご協力をお願いします。



◆◆ 導入計画書の提出のお願い ◆◆

県外からの豚の導入を予定している方は、添付した導入計画書に記入の上、当所まで提出（FAX等）をお願いします。

◆◆ 適格請求書（インボイス）の発行について ◆◆

令和5年10月1日からインボイス制度が導入されました。家保手数料の中には消費税の課税対象となっているものがあります。課税対象となる検査の詳細は同封のパンフレットをご覧ください。インボイスの発行を希望される方は、パンフレットにある発行依頼書をFAX等で送付してください。1年間（1-12月）をまとめて発行するか、希望する期間（最短で1カ月単位）を区切って発行を依頼してください。

なお、豚熱のワクチン手数料に係るインボイスについては、農政課家畜防疫対策室へ直接、依頼してください。

◆◆ 外国語（ベトナム語・タイ語）立入禁止看板について ◆◆

外国の方が無断で農場に入ることを防止するために、ラミネート加工した立入禁止看板を作成しており、希望があれば配布しています。（左図）

また、農林水産省のHPには、家畜伝染病侵入防止にかかわる10カ国語のリーフレットがあります。（右図）

お困りの方がいらっしゃれば、お声がけください。



◆◆ 令和7年「定期報告書」の提出がお済みでない方へ ◆◆

家畜伝染病の発生予防や発生時の迅速なまん延防止対策を図るため、家畜の飼養者は毎年2月1日時点の家畜の飼養状況を群馬県知事あてに報告することが義務付けられています。

令和7年1月30日付けで報告様式等の書類をお送りしております。

未提出の方は至急提出をお願いします。

報告対象 家畜伝染病予防法で定めるすべての家畜

牛、水牛、馬、鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥

※教育用(学校動物)、愛玩用(ペット)、観賞用、展示(動物園等)も含まれます。

提出書類

1. 定期報告書（所有者氏名、住所、農場所在地、畜種別飼養頭数、畜舎数等）
2. 飼養衛生管理基準の遵守状況（チェックシート）
3. 添付書類

ただし、飼養家畜頭羽数が次の場合は1.の書類のみの提出で構いません。

- ・鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし : 5頭以下
- ・鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥 : 100羽未満



未報告の場合や飼養衛生管理基準が遵守されていないと判断された場合は、指導の対象となります。また、家畜伝染病が発生した場合、殺処分した家畜の手当金について減額の対象となりますので、ご注意ください

◆◆ 降雨による家畜排せつ物の流出防止のお願い ◆◆

降雨により家畜排せつ物や堆肥が近隣の土地や道路、河川等に流出することが心配されます。

- ・ 畜舎、堆肥舎の定期的な点検・修繕、清掃等はできていますか？
- ・ 畜舎、堆肥舎への雨水の侵入を防ぐ対策はできていますか？
- ・ 堆肥をほ場に散布したら、速やかに耕うんするようお願いします。

近年、突然、大量の雨が降ることが増えています。

日頃から、家畜排せつ物や堆肥の適正な管理をお願いします。

家畜保健衛生所は **365 日 24 時間対応** の緊急連絡体制を確保しています。

緊急時にはご連絡ください。

中部家保 ☎ **027-288-0371**

★ 畜産業を廃業された方にこの「中部家保だより」が送付された場合は、誠にお手数ですが、ご連絡くださいますようお願い申し上げます。